

災害に強いコンパクトなまちづくりを進めます

～盛岡市^{りっち}立地適正化計画の「防災指針」について～

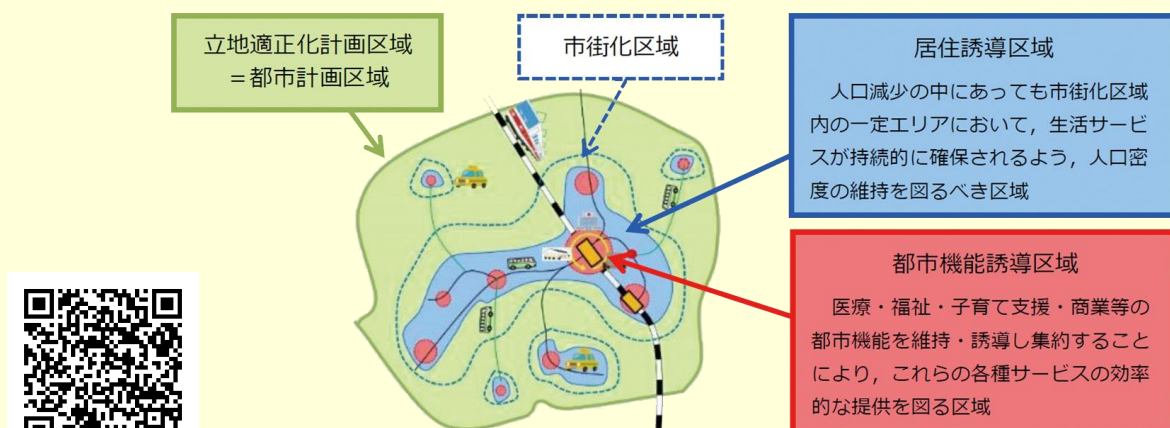
盛岡市では、本格的な人口減少を見据え、高齢者でも出歩きやすく健康で快適な生活を確保し、子育て世帯などの若年層にも魅力的なまちにするとともに、財政面・経済面で持続可能な都市の構築を目指し、コンパクトなまちづくりを進めていくために、市総合計画に即すとともに、市都市計画マスタープランの一部として、都市再生特別措置法に基づく「盛岡市立地適正化計画」を令和2年3月に策定しています。

しかしながら、同計画で設定している将来にわたり居住を誘導するエリアには、洪水浸水想定区域などの災害リスクの高いエリアが存在しており、その対応として、令和5年3月に同計画を変更し「防災指針」を定め、災害に強いまちづくりと合わせたコンパクトなまちづくりに取り組んでいます。

本パンフレットは、本市の防災指針の解説を通じて、地域の皆さんに自然災害のリスクについて理解を深めていただくとともに、自宅などにおける災害の危険性を確認し、地域での防災活動などの場面に役立て、災害に備えていただくことを目的に作成しています。また、新たな取り組みとして、^{スリーディー}3D都市モデルを活用した災害リスクの可視化事業について紹介します。

立地適正化計画とは

近年の急激な人口減少、少子化・高齢化に伴い、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスが維持できなくなる可能性が懸念されています。こうした状況を踏まえ、誰もが快適な生活を確保すること、持続可能な都市経営を可能とすること、さらには災害に強いまちづくりなどを推進するため、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画では、都市機能誘導区域と居住誘導区域を定め、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市構造への誘導を図ります。



↑盛岡市立地適正化計画

図 立地適正化計画のイメージ

出典：「改正都市再生特別措置法等について」（国土交通省）

防災指針とは

防災指針は、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、新たに居住誘導区域内の防災対策を記載し、コンパクトシティの取り組みにおける防災の主流化を推進するものです。また、防災まちづくりの将来像や目標値などを明確にし、本市の関連計画と整合を図りながら、ハード・ソフトの両面からの防災・減災対策を位置付けるものです。



↑盛岡市立地適正化計画防災指針編

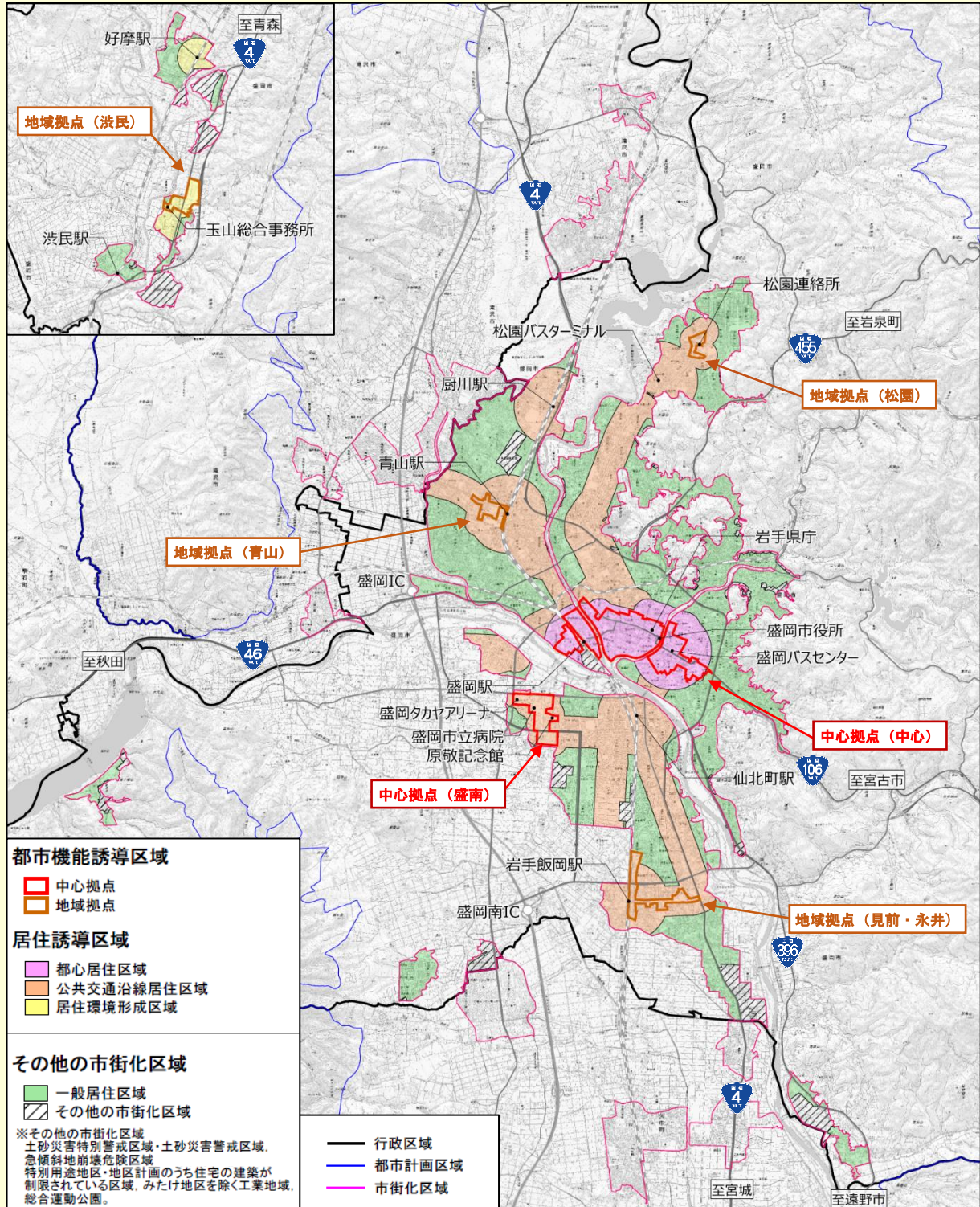
居住誘導区域図

盛岡市立地適正化計画では、居住誘導区域などを次のとおり設定しています。

都市機能誘導区域は、行政施設や総合病院、文化ホールなどの中心拠点に位置付けられる多様な都市機能が集積するエリアや、日常生活に必要な都市機能が集積し、主要な交通結節点に歩いてアクセス可能なエリアを設定しています。

居住誘導区域は、都市機能誘導区域を含め、公共交通の利便性が高いエリア、日常生活に必要な都市機能を担う施設が集積しているエリア、人口が集積しているエリアを設定しています。

なお、災害の危険性が高い場所や工業系の土地利用を図る場所を除いています。



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R5JHf290 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。
 ※第2回変更（令和5年3月）において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の一部を変更しました。詳細は4～7ページをご確認ください。

図 誘導区域等

防災指針の位置付け

盛岡市立地適正化計画と防災関連計画における防災指針の位置付けは次のとおりです。

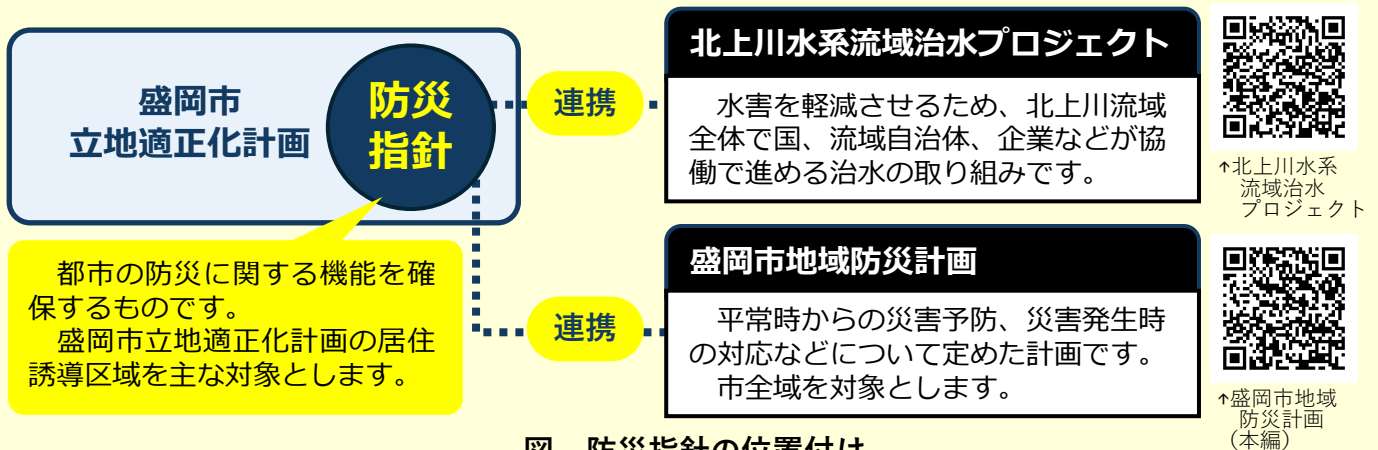


図 防災指針の位置付け

災害リスクに対する居住誘導区域設定について

近年、頻発化・激甚化が懸念される洪水浸水リスクを主な対象とし、人的被害の回避対策などに取り組み、災害への「備え」を強化し、居住誘導区域を設定します。

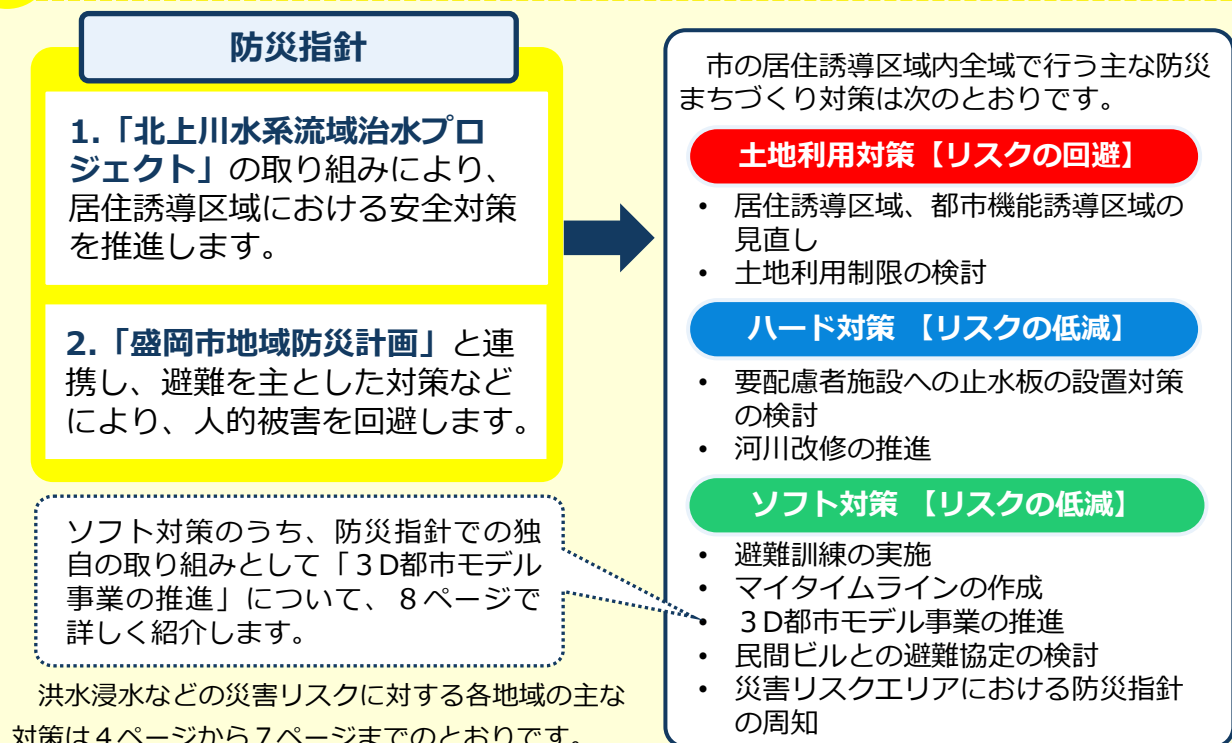
1 災害リスクに対する居住誘導区域設定の考え方

- ・ 災害リスクへの対策を計画的に実施することにより洪水浸水想定区域^{ないすい}と内水浸水想定区域の一部を居住誘導区域に含めます。
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（家屋倒壊のイメージは4ページ参照）を原則、居住誘導区域外とします。
※土地利用や都市機能の観点から今後も居住誘導が必要とされる地域は、例外として居住誘導区域に含めます。

【例外地域】 中心市街地、仙北地域、南大通地域

家屋倒壊等氾濫想定区域などの危険性の周知を徹底し、防災対策などを図った上で居住誘導区域に含めます。

2 災害リスクに対する居住誘導区域での対策の考え方



居住誘導区域で想定される洪水の災害リスク及び主な対策について①

お住まいの地域の洪水時の災害リスクについて確認しましょう。
 国、県、市が実施する取り組みと併せて、地域の皆さんが災害に備えることにより地域の防災力が高まります。

浸水深の目安

浸水深が3.0m以上の場合、2階建ての住宅では、避難が遅れると、危険な状況となります。

10.0m 以上の区域	洪水浸水想定(最大規模) 0~0.5m未満 0.5~3.0m未満 3.0~5.0m未満 5.0~10.0m未満 10.0m以上
5.0~10.0m未満の区域	
3.0~5.0m未満の区域	
0.5~3.0m未満の区域	
0.5m未満の区域	

融雪型火山泥流

家屋倒壊等氾濫想定区域

- 氾濫流
- 河岸侵食
- 河岸侵食・氾濫流

出典：盛岡市防災マップ

家屋倒壊のイメージ

氾濫流：流速が速いため、木造家屋は倒壊する恐れがあります。

河岸侵食：地面が削られ、家屋は建物ごと崩落する恐れがあります。

出典：内閣府(防災担当)「避難指示で必ず避難」

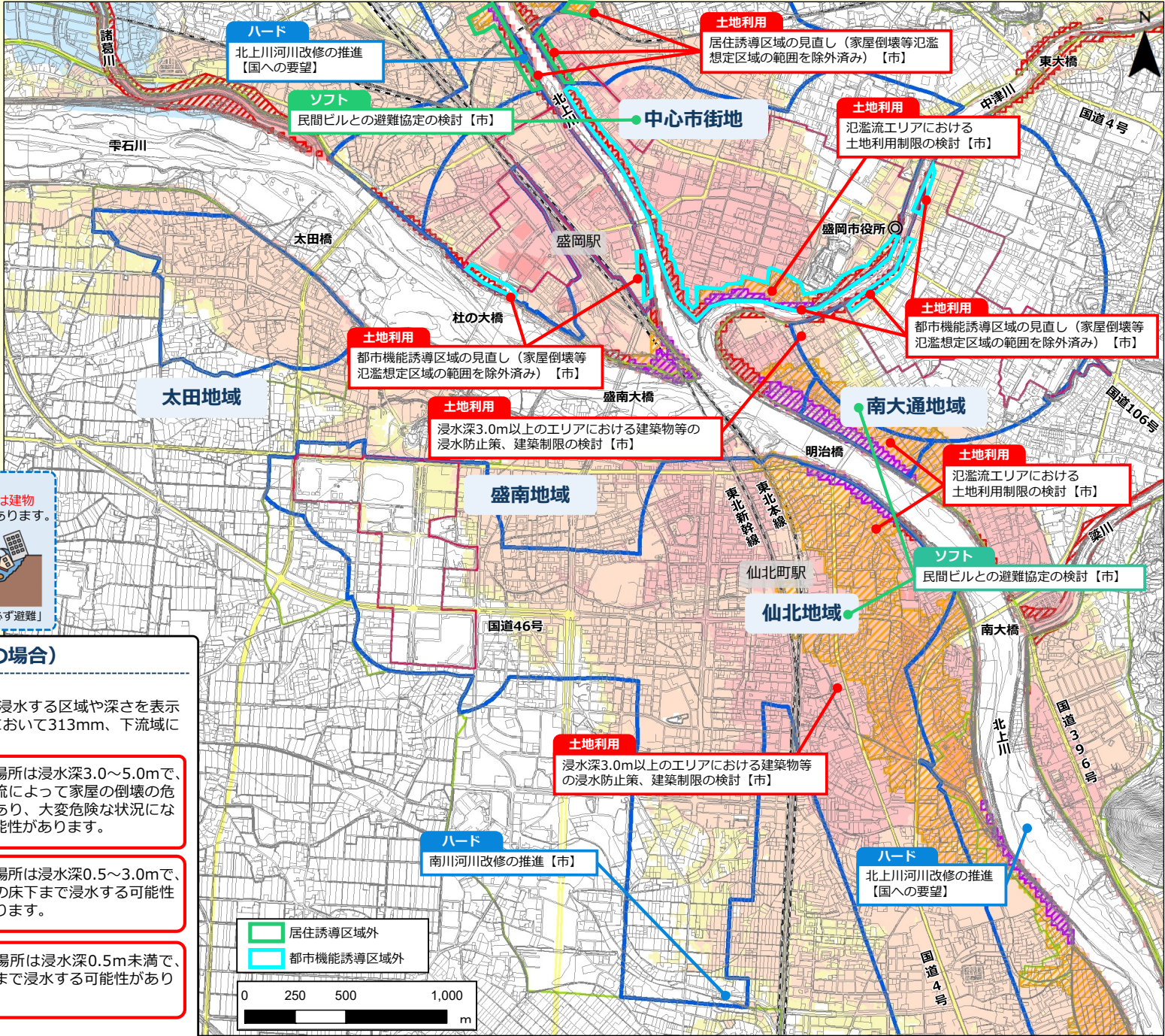
洪水時の災害リスクの見方(浸水想定最大規模の場合)

洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域

大雨によって、北上川などの大きな河川が氾濫した場合に、浸水する区域や深さを表示しています。北上川では、2日間の総雨量が明治橋地点上流域において313mm、下流域において264mmの降雨を想定しています。

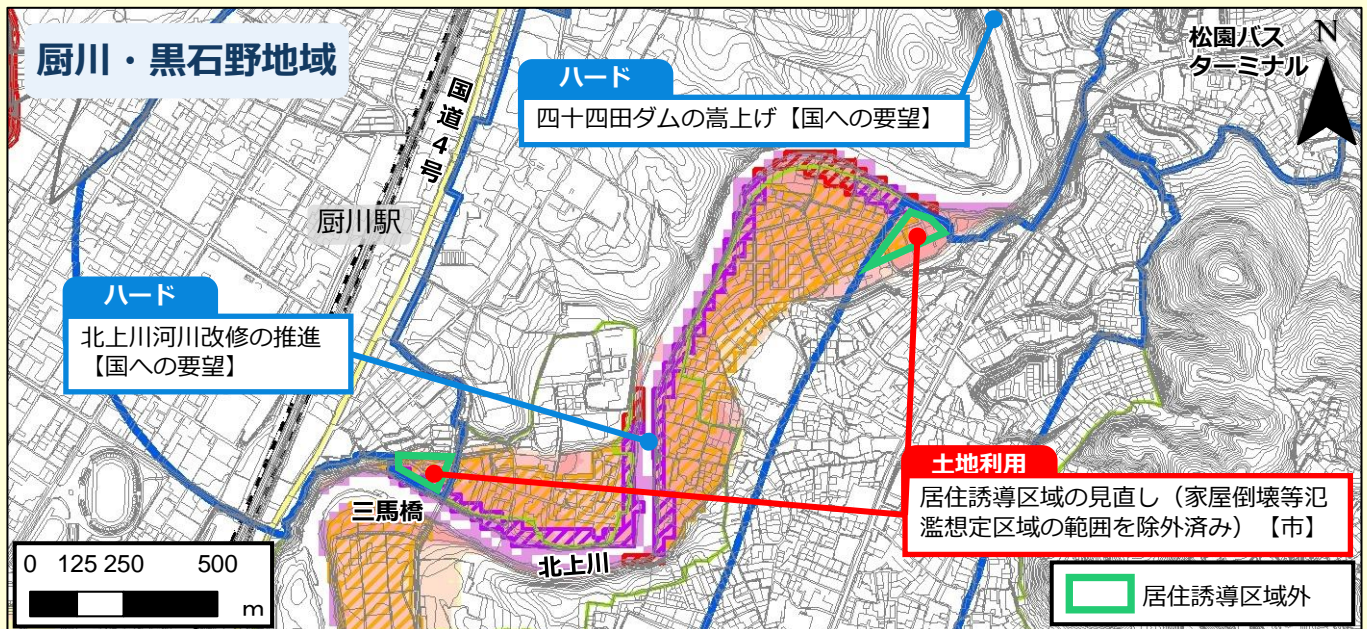
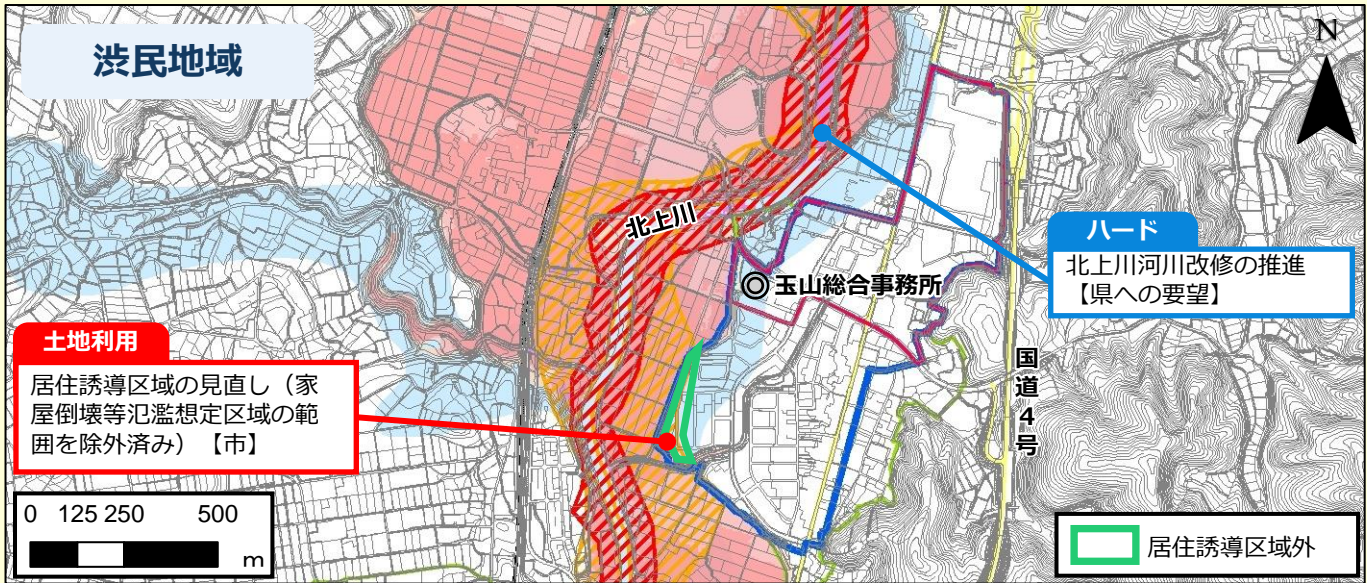
- この場所は浸水深3.0~5.0mで、氾濫流によって家屋の倒壊の危険があり、大変危険な状況になる可能性があります。
- この場所は浸水深0.5~3.0mで、2階の床下まで浸水する可能性があります。
- この場所は浸水深0.5m未満で、床下まで浸水する可能性があります。

0 250 500 1,000 m



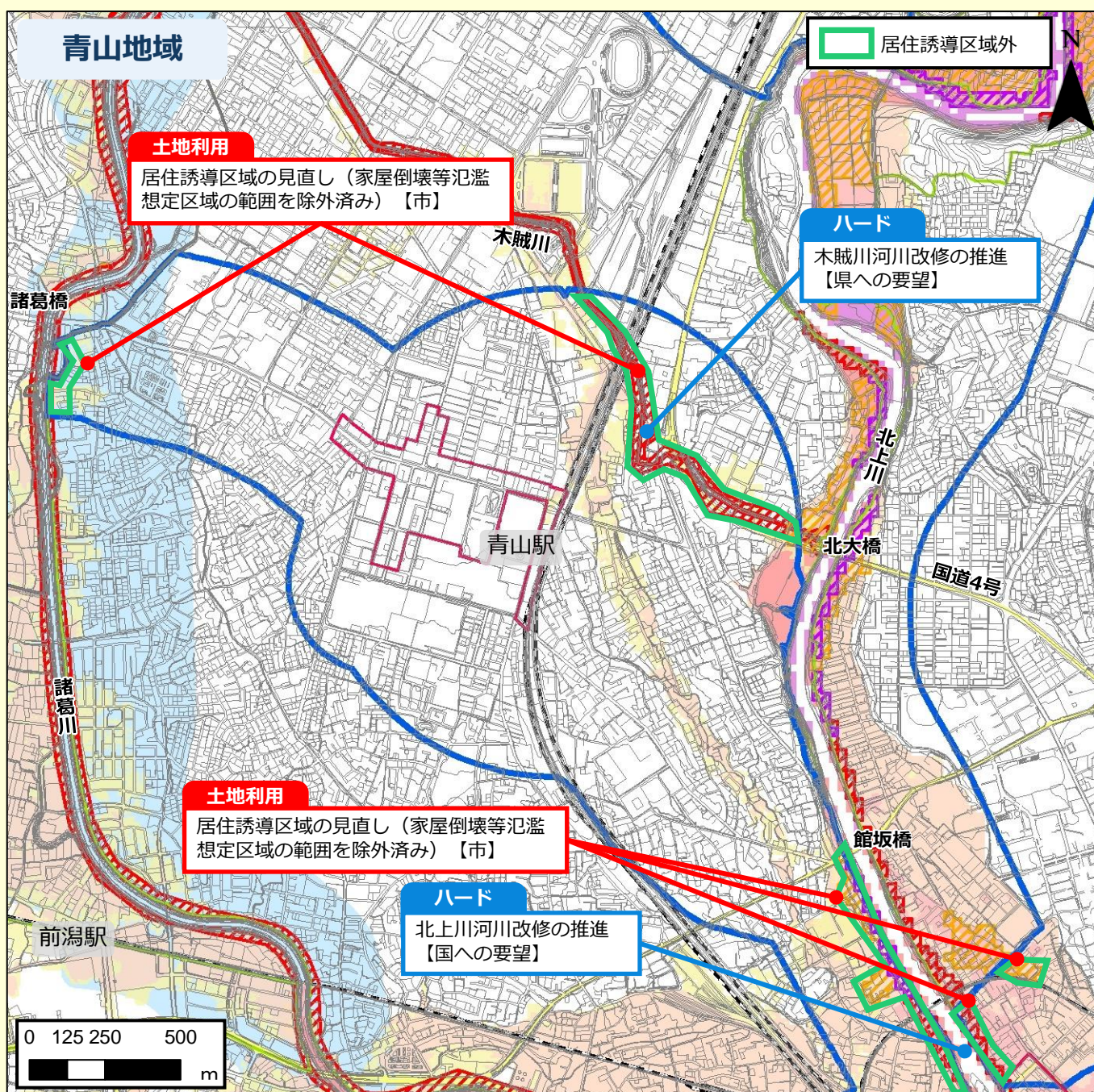
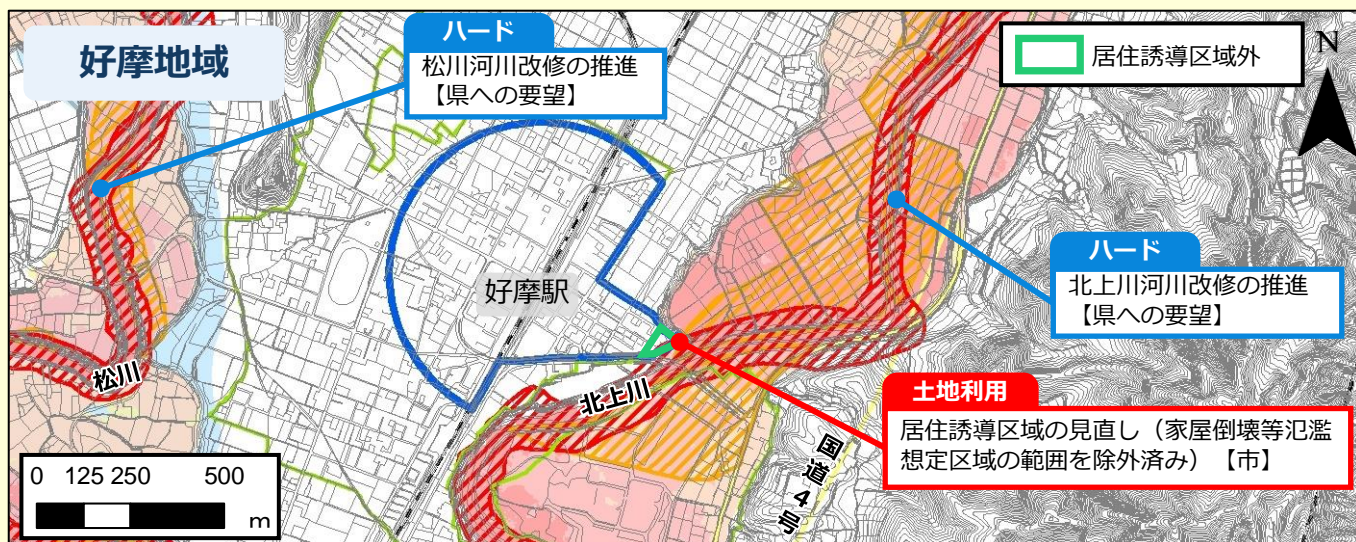
この地図は、若手県の承認を得て若手県所有の盛岡広域都市計画図1/2,500、1/10,000を複製したものである。(承認番号)令和3年11月12日若手県指令都第8-5号

居住誘導区域で想定される洪水の災害リスク及び主な対策について②



このページの地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図1/2,500、1/10,000を複製したものである。
(承認番号)令和3年11月12日岩手県指令都第8-5号

居住誘導区域で想定される洪水の災害リスク及び主な対策について③



このページの地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図1/2,500、1/10,000を複製したものである。
 (承認番号)令和3年11月12日岩手県指令都第8-5号

3D都市モデル事業の取り組みについて

洪水時の浸水に対し、防災指針では、避難訓練などのソフト対策による洪水時の浸水に対するリスクの低減や、防災指針の取り組み内容を周知し防災意識の向上を図り、避難行動を促すため、下図のように災害リスクを立体的に可視化する3D都市モデル事業の取り組みを行っています。

この取り組みにより、将来的に洪水時に垂直避難*が可能な建物を視覚的に確認したり、また、どのくらいの時間、浸水した状態が継続するかなどの状況を確認できるようになります。

*垂直避難とは、避難が遅れた時などに自らが居る建物内に限らず、身の安全を確保できる建物の上階に一時的に避難することを指します。

3D都市モデル事業とは、国土交通省が進めるProject PLATEAU（プロジェクト プラトロー）により、まちづくりのDX（デジタル・トランスフォーメーション）を進めるため、建築物などの三次元形状と名称・用途・高さ・階数などの情報から構成される地理空間データを用いて立体的に可視化する取り組みです。



↑国土交通省
Project PLATEAU
(プロジェクトプラトロー)

右図は、建物を可視化し、大雨の洪水時に浸水する深さを立体的に表示したものです。

盛岡市役所周辺では、洪水時に建物の1階エリアが浸水（0.5～3.0mの浸水）することが確認できます。

下図の青色箇所は「北上川」「雫石川」「中津川」の三川が合流する盛岡市中心部において大雨により洪水浸水する想定範囲を表示したものです。

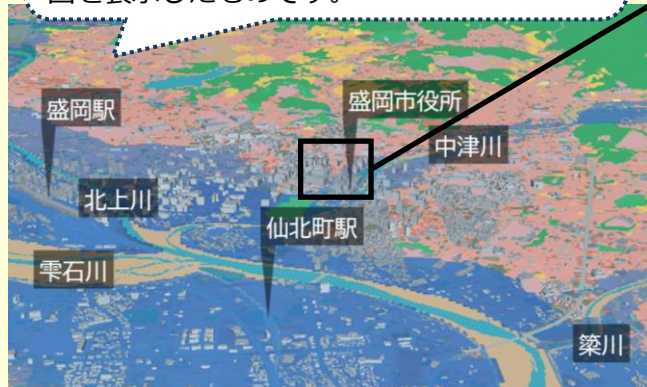


図 盛岡市役所周辺の3D都市モデル（建築物の立体化と洪水による想定浸水深）

盛岡市防災マップを確認して、災害に備える

盛岡市防災マップは、災害に対する知識を正しく理解し、適切な避難行動をとるための防災ガイドブックです。

身近な場所の周辺にどのような災害の危険性があるのか、また、最寄りの避難場所や避難経路の確認など、ご家庭や地域内での防災の取り組みにご活用ください。



↑盛岡市防災マップ



お問い合わせ先

盛岡市 都市整備部
都市計画課

〒020-8532 盛岡市津志田14地割37-2

TEL : 019-601-2718

E-mail : toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp

盛岡市立地適正化計画URLはこちら

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/keikaku/toshikei/1020228/index.html>

令和6年3月作成